

ECP 株を利用して生産された L-プロリンに係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「ECP 株を利用して生産された L-プロリン」については、平成 28 年 3 月 1 日付けで遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請を受理したことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、*Escherichia coli* KY8227 株を宿主として、L-プロリン生合成関与遺伝子の導入等を行うことによって L-プロリンの生産能力を向上させた ECP 株を利用して生産された L-プロリンである。

ECP 株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、調味料等として使用され、従来の L-プロリンと比較して、利用目的や利用方法に関して相違はない。

4. 備考

申請者は、本申請品目については、

- ・食品添加物公定書規格を満たしていること、
- ・有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないこと

から、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」の要件を満たしていると考えられている。